

生ごみを自宅で処理して環境に優しく

コンポスト購入金額の一部を助成

町では今年度も、ごみ減量化対策として家庭用コンポスト(生ごみ処理器)を購入した方に、購入金額の一部を助成します。

コンポスト購入後、役場環境生活課で助成の申し込みをしてください。審査の上、助成します。

▶助成対象／町内在住の方が、町内の取扱店でコンポストを購入した経費

▶助成額

- 非電気式
 - 容量130リットル以内／1,000円以内
 - 容量131～150リットル以内／1,500円以内
 - 容量151～250リットル以内／3,000円以内
 - 容量251リットル以上／4,000円以内
- 電気式／20,000円以内

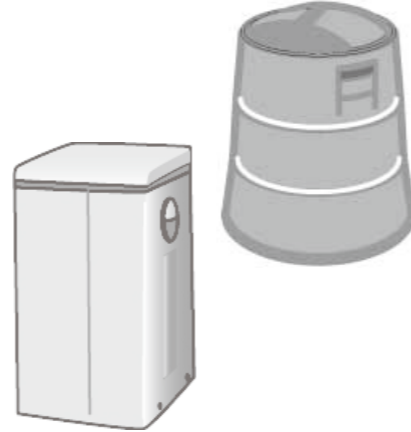
▶助成の流れ

①購入／町内の取扱店で購入し、領収書を必ず受け取ってください。

②申請／次の物をご持参の上、役場環境生活課にお越しください。

- 印鑑
- 領収書
- 製品の詳細が確認できる保証書・仕様書
- 預金通帳(助成金を受け取る口座)

③審査／申請書受理後、審査を行います。助成が決定した場合は、助成決定通知書でお知らせします。



申し込み・問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

弟子屈町林野火災予消防対策協議会からのお知らせ

「大切な 森のめぐみが 火で消える」

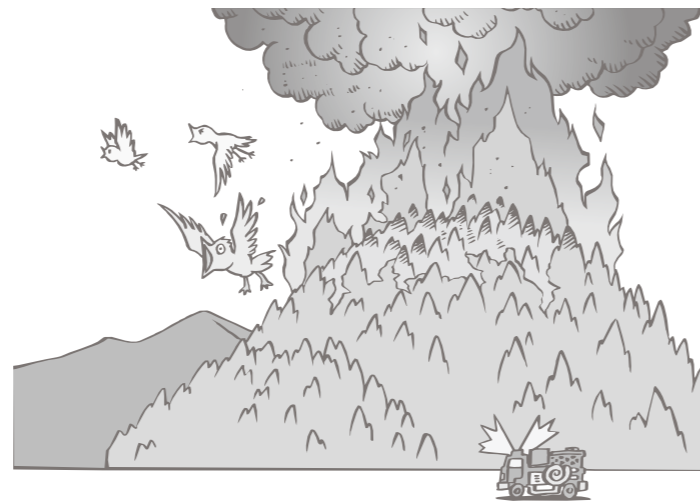
林野火災が心配される季節になりました。

町民の皆さんや観光客の方が、余暇などを利用して山林に立ち入ることが多くなるシーズンです。山火事防止のため次の点にご協力をお願いします。

- 山林内での喫煙や携帯ガスコンロなどの火気の取り扱いに、十分注意しましょう。
- チェーンソーなどの機械の使用には、十分注意しましょう。

▶林野火災予防強調期間

4月21日～5月31日



問い合わせ先／弟子屈町林野火災予消防対策協議会
(事務局／役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通))

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の見直しについて

平成26～27年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の加入者の方にお支払いただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26～27年度の新しい保険料率は次のとおりです。

均等割額
(皆さんが等しく負担)
年間 **51,472円**
(～25年度 47,709円)

所得割率
(所得に応じて負担)
10.52%
(～25年度 10.61%)

賦課限度額
(年間保険料の上限額)
57万円
(～25年度 55万円)

※均等割・所得割には、低所得者などに対する軽減措置があります。

※所得割は、年金収入の場合、年額153万円以下の方の負担はありません。

保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減／世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の保険料額	前年度比
33万円かつ後期加入者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約 400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約 600円増
33万円 + (24万5,000円×世帯の後期加入者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円 + (45万円×世帯の後期加入者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

※軽減は、後期加入者と世帯主の所得の合計で判定します。

※後期加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減／後期加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

年間保険料額の例

【単身世帯】

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円増
153万円	8.5割	—	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,600円	500円増
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円減
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円増
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減
213万円	2割	—	104,200円	7,100円減
214万円	—	—	115,600円	3,200円増

【夫婦2人世帯(共に後期加入)で妻の年金収入が80万円以下の場合】

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	5,100円	400円増
	妻			5,100円	400円増
153万円	夫	8.5割	—	7,700円	600円増
	妻			7,700円	600円増
168万円	夫	8.5割	5割	15,600円	500円増
	妻		—	7,700円	600円増
211万円	夫	5割	5割	56,200円	12,700円減
	妻		—	25,700円	12,400円減
217万円	夫	2割	—	93,000円	13,000円減
	妻		—	25,700円	12,400円減
238万円	夫	2割	—	130,500円	2,200円増
	妻		—	41,100円	3,000円増
258万円	夫	2割	—	151,600円	7,500円減
	妻		—	41,100円	6,600円減
259万円	夫	—	—	162,900円	2,800円増
	妻		—	51,400円	3,700円増

問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)